

戦後教育改革期における女性の大学教育改革論議

—アメリカ教育使節団・教育刷新委員会を中心に—

湯川次義

はじめに

本論文は、戦後教育改革期における女性の大学教育研究の一つとして、1946年3月に来日した第一次アメリカ教育使節団（以下、教育使節団などと記す）の活動とその報告書、9月以降の教育刷新委員会（以下、刷新委員会と記す）における論議について検討するものである。

周知のように、戦前の女性差別の教育制度が改められ、男女平等、機会均等の民主的教育制度が確立したのは、1947年3月の教育基本法・学校教育法の制定によるものであったが、これらの法律の重要な基盤となったのは、使節団報告書とそれに基づいて改革を議論した刷新委員会であった。このような観点から、本論文ではこれら二つの組織でなされた女性の教育改革、さらには男女共学をめぐる論議について考察する。

先行研究として、教育使節団については鈴木英一の『日本占領と教育改革』（勁草書房、1983年）、久保義三の『対日占領政策と教育改革』（三省堂、1984年）、土持法一の『米国教育使節団の研究』（玉川大学出版部、1991年）などがある。また教育刷新委員会については、『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 第一巻』（岩波書店、1995年）中の佐藤秀夫による「解題」がある。さらに、橋本紀子『男女共学制の史的研究』（大月書店、1992年）は、戦後の共学をめぐる展開を明らかにしている。また、本論文の課題に関連した女性の教育改革については、上村千賀子『女性解放をめぐる占領政策』（勁草書房、2007年）がある。他にも優れた先行研究があるが、それらも本論文中に注記した。

以上の先行研究は、それぞれ考察対象についての詳細な研究であり、高い水準の成果を示した著作と言える。しかし、あえて本論文を執筆する理由は、筆者の「戦後教育改革期における女性の大学教育の成立」に関する全体的な研究構想の中で、本テーマは避けることのできない重要な検討課題に位置づくためである。以上の理由から、本論文では先行研究の成果を踏まえながら、本テーマについて筆者なりの視点から考察する。

なお、考察時期は1946年3月の教育使節団来日前後から、刷新委員会が教育基本法や新学制について建議する同年12月末頃までとする。刷新委員会は、短期大学問題についても数回議論し、その後49年1月14日の第87回総会で急遽その制度を承認している。短期大学の制度化は女性の大学教育に関連して重要な課題であるが、本論文の課題とは若干異なることから別論文で改めて扱うこととしたい。

本論文の検討課題を示すと、第一にアメリカ教育使節団の活動と報告書の内容を分析し、そこに見られる女性の教育や共学についての提言とその特徴を検討する。これにより、女性の教育改革に対するアメリカ側の認識を明らかにしたい。第二に、教育刷新委員会における女性の教育についての改革論議を、男女共学問題を中心に考察する。刷新委員会での共学論議は、一つは教育基本法要綱案の「四女子教育」の規定をめぐる、もう一つは学校体系改革論議での中等学校の共学をめぐる行われたことから、二つの特別委員会に分けて考察する。これにより、日本側の女性の教育改革に対する姿勢を明らかにしたい。

以上の課題の検討により、男女の機会均等や共学制を導いた教育基本法と学校教育法制定の前提や背景を把握したい。

なお、戦後教育改革期における共学問題の意義を簡単に記しておきたい。共学の是非や意義をめぐる議論の対象は主に中等教育段階についてであり、筆者の関心である大学教育に関わる面は少なかった。しかし、戦前の差別教育は男女分離教育によって一層顕著になっていたものであり、差別克服のためには単に機会の均等化にとどまらず、共学により男女の相互理解や尊重を促し、男女が民主社会を支える人間として育つことも重要であり、その実現程度は「戦後改革の成否」を示す指標と位置づけられている¹。こうした意味で、共学問題は大学教育でも重要な意義をもつと言えよう。

また、日本国憲法の制定過程で男女平等問題も刷新委員会の議論と平行的に行われ、その審議にも少なからず影響を与えたが、これも紙幅の関係から本論文では必要な範囲で指摘するにとどめたい。

1. アメリカ教育使節団の来日と活動

(1) GHQ の女性解放政策とアメリカ教育使節団

アメリカ教育使節団は、アメリカ太平洋陸軍総司令部（GHQ/SCAP、以下 GHQ と略記する）の要請で結成され、来日していることから、まず GHQ 及びその一組織として教育部門を担当した民間情報教育局（以下 CI&E と記す）の教育に関する政策を概観する。

GHQ の対日基本政策は、軍国主義と極端な国家主義の排除、そして民主主義思想の原理を普及させることにあった²。さらに、GHQ は女性解放を重要な改革課題と位置づけ、周知のように司令長官マッカーサー（Douglas MacArthur）が 1945 年 10 月 4 日に「人権指令」³を発し、さらに 10 月 11 日には「人権確保の五大改革」⁴を発した。人権指令は政治的・市民的・宗教的自由の制限を徹底的に排除し、「自由化」を求めるものであり、また五大改革指令には「参政権の付与による婦人の政治的解放」と「学校教育の自由主義化」が含まれていた。この 2 点は本論文の課題からみて重要な指令であった。しかし依田精一が、マッカーサーの婦人問題に対する理解は「多分にアメリカの良妻賢母だった彼の母親を通してのようである」と指摘している点にも注目したい⁵。

GHQ 内の教育部門担当の CI&E 教育課による女性の教育に対する政策に着目すると、上村千賀子の研究によれば、女子教育担当官の在任期間によって三つの時期に区分でき、第一期は GHQ に CI&E が設けられた 1945 年 9 月 22 日から使節団報告書が提出される 46 年 3 月まで、第二期は新制

大学制度が成立するまでの準備期間としての46年4月から48年までの間、第三期は49年の新制大学の発足から占領終結の51年までとされている⁶。この中でCI&E教育課の女子高等教育への関与が顕著であったのは第二期であり、主にホームズ（Lulu Holmes）の助言や活動によって女子大学連盟が結成され、さらに48年度には先行的に5女子大学の設立が実現している。

第一期の動向をみると、一方に「教育に関する四つの指令」等の消極的施策があり、他方に「学校の再開、教員の再教育、教員の復権、アメリカ教科書の移入」等の積極的な民主化策⁷があり、後者には女性の教育も含まれていた。そして、1946年3月初旬に教育使節団が来日したのであった。

（2）教育使節団の結成と課題

既述のようにアメリカ教育使節団は、GHQ司令長官マッカーサーの要請により日本の教育の民主的再建を図る目的で3月5・6日に来日し、約1ヵ月の滞在の後、3月30日に『報告書』を作成し、マッカーサーに提出した。なお、教育使節団員は27人で、その中には「教育のあらゆる分野」の「全米各地の権威者」が含まれ、さらに団員中には4人の女性がいた⁸。

土持法一は、教育使節団の結成経過などを明らかにし、CI&Eによる招聘計画、団の組織化、団による事前準備としてのワシントン会議、ハワイ会議、グアム会議について詳細に検討している⁹。土持によれば、この過程で「ポツダム宣言」中の「民主主義的傾向ノ復活強化」を基本方針とすることが確認され、使節団が取り扱う基本的問題が決定され、『報告書』作成のための四つの小委員会とメンバーが決定されていた。また、依田によれば既にアメリカ本国においても男女共学の実施や婦人労働の保護が決められていたとされている¹⁰。

教育使節団が取り扱う基本的問題の一つに「婦人の地位」があり、また第4委員会では「教師教育」と「リベラルおよび高等教育」の二つを扱うことが提案されていた。この中の女子高等教育領域の担当者として、女性団員のギルダースリーブ（Virginia C. Gildersleeve）とホートン（Mildred McAfee Horton）が配されていた¹¹。一方、CI&E教育課は、使節団の各小委員会に対応する課員を割り当て、第4委員会の「女子大学」担当者に陸軍大尉ドノヴァン（Eileen Donovan）を配した¹²。このような準備の下、使節団員は2班に分かれ、最初の一行は1946年3月5日に来日した。

（3）『日本の教育』における女性の教育

アメリカ教育使節団が『報告書』作成のために使用した基本資料は、CI&E教育課が2月15日付で作成した『日本の教育』（“Education in Japan”）であった。本書は日本の教育の歴史と現状について、団員に基礎的知識を与える目的で作成されたものであり、女性の教育については「第一部 日本の教育制度」中にその歴史が記され、さらに「第二部 連合国軍による日本の教育管理」の「5 基本政策の実施」の「民主化」中の第9項目でも扱われている。この部分の担当者は、後述するドノヴァンの講演内容とほぼ同一であることなどから判断して、ドノヴァンであったと推察できる。

まず第一部の「女子教育」の内容を確認すると、それは次のような文で始まっている¹³。

日本の歴史を通して一貫している女子教育に対する基本的な考え方は、「良き妻、良き母親」となることであった。女性も学問をすべきであり、家庭以外の人生に関する知識を獲得すべきであるという信念は一般的ではなかった。

このような基本認識が団員に共有されたものと推察される。

続いて10世紀頃は女性が芸術や文学の分野で活躍していたものの、その後儒教の影響で女性の教育は「家族と家庭を第一にするもの」となり、『女大学』が「封建時代の女性のバイブル」となると記している。さらに近代以降の女性の教育の歴史について、①明治初年のキリスト教系学校の普及、②明治政府の施策や別学方針、③高等女学校の普及とその低い教育水準、④女子専門学校や女子高等師範学校の普及、⑤東北帝国大学や一部の私立大学での女性への門戸開放の事実と入学の困難さ、などの概略を記している¹⁴。そして最後に、次のようにまとめている。

日本の女子教育が直面している幾つかの問題、例えば教育水準の向上、従来の男女差別の改善及び自由社会の再建設にあたって女性が重要な役割を果たせるための知識の向上等、これらの問題解決への見通しは提示できたと思う。

この部分の執筆者は、女性の教育に関する改革の指標が、差別の解消、さらには民主社会の再建のための女性の知識の向上にあることを指摘しており、重要なポイントであったと言えよう。

続いて、「第二部 連合国軍による日本の教育管理」中の「女子教育」の内容を検討する。冒頭、では、「終戦後、文部省は女子教育の計画を明確に系統的に立案」し、それを実施しつつあるが、「連合国軍最高司令官は、この問題に関して特別に日本政府に指令を出すようなことはしていない」と記している¹⁵。ここでは、1945年12月4日に閣議諒解された女子教育刷新要綱に対して、GHQが特に指令を出していない点を確認しておきたい。

続いて、11月2日の府県知事との会合で文相が「女子教育のレベルの向上」について述べたこと、さらには刷新要綱の内容などを紹介している。そして、「水準も質も、男子教育に比べて全体的に劣っているという基本認識」のもとに文部省は「この改革案を目下実施中である」と記している。さらに、この政策による展開を予測し、①1946年4月までに「日本女子大学校、津田英学塾及び東京女子高等師範学校」が女子大学として認可され、②10校ほどの「著名な高等女学校」が「男子高等学校と同等の地位を獲得」し、③「女性を大学から締め出す法令」が改正されつつあり、「法的差別は全面的に撤廃されようとしている」、④「大学以下の諸学校」の共学は「既存の女子校の水準の引き上げを計るということで、実現が見送られた」と記している¹⁶。やや楽観的ではあるが、具体的事項をあげて解決の方向にあるとしている。しかし、①と②は現実のものとはならなかった。

（4）使節団の活動における女性の教育改革

次に、使節団の活動中の女性の教育にかかわる点を検討する。使節団の主な活動は、14日までのCI&E教育課員などによる講演、16日から19日までの京都・奈良視察、21日から24日頃までの報告書の作成、その間の会合や学校視察などであり、30日に報告書を完成させ4月1日に帰国した¹⁷。

女性の教育に限定してその活動を見ると、団員は都内では高等女学校や女子専門学校、関西では奈良女高師など4校ほどの学校を視察しているが、最も重要な活動はCI&E教育課員などによる講演であった。CI&E教育課員は使節団に対し講演することとされ、9日から14日の間に行われた¹⁸。とり上げられた領域は、教育内容と教育制度・行政などであり、その中に女性の教育があった。

女性の教育については、3月14日にドノヴァン、日本側教育家委員会¹⁹委員星野あい（津田塾専門学校長）、河井道（東京恵泉女子学園長）の三人が講演した。なお、教育家委員の選定について補うと、人選は文部省が行ったが、GHQから修正を余儀なくされている²⁰。当初女性委員の候補として日本女子大学校長井上秀と自由学園の羽仁説子があげられていたが²¹、最終的には星野と河井に決着した。この点について石井瑞奈は、1945年12月頃から星野や河井らがCI&E教育課を訪問し、ドノヴァンと親密な関係にあったことを指摘するとともに、「CIEが、キリスト教思想、欧米思想をもちえた教育者」としてこの二人を評価していたとし、人選への影響を示唆している²²。

三人による講演では、女性の教育の理念や大学教育を中心とした改革の方向性がテーマになった。ドノヴァンの講演について検討すると、「アメリカ教育使節団への女性教育会議」²³と題するもので、上述の『日本の教育』に基づいて行われた²⁴。まずドノヴァンは、日本社会の再建には女性の役割が大きく、「女性の地位と民主主義が行き渡っているか」は相関関係にあるとの基本認識を示した。続けて、日本女性の社会的地位が低いことは歴史的に作られたものとし、例えば平安時代の紫式部の存在は女性が芸術や文学などの分野で「すばらしい役割を担っていた」ことを示すものとする。しかし、その後の儒教道徳の移入や封建制の下で「三従の教」が重視され、『女大学』が女性の教育のバイブルとされたことと述べた。続けて、明治以降の女性の教育の歴史を概観し、良妻賢母が女性の教育の目的となり、高等女学校が整備されたものの、中等教育進学者は23%であり、また高等教育に進む者はその内の9%に過ぎないことを指摘した。さらには、高等女学校の学科課程が男子と異なり、男子のそれよりも水準が低いことを述べた。

続けて、刷新要綱は高等女学校や専門学校の教育内容・水準を男子のそれと同等とするとしたものの、文部省にはそれを実施する責任者がいない上に、助言する立場や監督能力のある女性もいないとする。続いて、日本の女性の教育にキリスト教伝道学校が与えた影響を簡単に述べている。

さらに大学教育制度の不備を指摘し、女子帝国大学が1校もなく、また東北帝国大学などで門戸を開放したが、極めて少数の女性が入学したに過ぎず、在籍者数を「棒グラフ」で記しても「男女比を正確に見るのが不可能」なほどと述べた。そして、他の門戸開放大学でも入学資格で女性を排除していて、女性の入学者が少ない事実を指摘した。さらにドノヴァンは、女子教育刷新要綱は女性の大学教育を認め、共学を実施するためにその入学を妨げている規則改正の方向を示したものの、その実現

は非常に困難との認識を文部省関係者や大学側がもっていると述べた²⁵。

続けて、日本の女性の高等教育機関はアメリカのジュニア・カレッジに相当するに過ぎないことやその専門分野が限定的であることを指摘し、官・公・私立の女子高等教育機関名をあげ、「数校は、大学昇格に向けて、その他は高等学校の水準に向けて努力」していると述べた。

最後に、この講演で触れなかった検討課題、例えば男女共学が女子生徒らの間で関心事になっているが公の問題になっていないこと、など4点を示し、これらはいずれも「女性の重要性や地位に対する見方を変えるという根本的な問題の一部」であるとし、次のように締めくくった²⁶。

女性の能力にたいする認識、女性の権利にたいする尊重、かの女たちの子どもを育成し、そして社会にたいして知的に参加する市民になるために、古い言葉である「良妻賢母」を広く解釈する方向への変化であります。

この講演内容の背景となった当時の一般的なアメリカの市民的家族観は、1919年の女性参政権の憲法への規定以後も「婦人は家庭を守って夫を援助する性別役割」を前提とし、その上での男女同権であったことが指摘されている²⁷。ドノヴァンの主張は、戦前日本の良妻賢母主義の教育を強く否定しつつも、上述のような女性観を基盤にしたものであり、性別役割を一定程度支持している点に注目したい。その上での民主社会での女性の活躍、それを可能にする教育内容・水準の同等化と大学教育機会の制度化を求めたと言えよう。

次に講演した星野あいは、①専門学校が財政的に悪条件の下にあることを示し、政府に対して助成金を求める必要があること、②女子専門学校も含め、大学としての高い水準を維持するために私学の財政面を強化すべきこと、さらに③女性の最も高い教育機関が専門学校にとどまっていることを指摘し、その大学昇格を懇願した²⁸。この講演について星野は自伝の中で、日本では女性の教育が「どれほど継ぎ扱いにされて来たか、文部省は女子教育について理解がなく、私立学校の育成についても至って冷やかであったことなど、大分文部省の悪口を申し述べ」、結論として女性の教育が男子のそれと「平等であるべきことを強調いたしました」と回顧している²⁹。

星野に続いて、河井道は「女学校の問題」をテーマに講演した³⁰。河井は良妻賢母を問題としてとり上げ、家族制度の偏狭さを指摘するとともに、「かつて日本が理想とした女性」の美德は「従順、やさしさ、自己犠牲、しとやかさ」であったと批判した。そして、「女子のために別の教科書を出版する必要がなくなる」ことを願うと述べるとともに、女性の教育の方向性として「強靱な人格の基礎となる積極的、行動的な資質を加える必要がある」などと提言した。最後に「女性が男性と同じ知的水準に達したいとの熱い願いをもつのは当然である」などと結んでいる。また、上村の研究によれば、河井はドノヴァンが提案した「広義の良妻賢母教育」は、「女子教育の向上」と共学により可能であり、「性別役割分業は廃止されるべき」と明言したとされている³¹。

三人の講演全体の意義としては、民主社会における女性の活動と人間性の向上を狙ったものと評価

でき、広義の良妻賢母教育、共学、教育低水準の向上、大学教育の女性差別の撤廃、女性の専門学校での大学昇格、などの改革を提言した。上村や鈴木は、三人の「歴史・現状分析と改革への提言は、教育使節団報告書に決定的な影響を与えた」と指摘している³²。しかし、「広義の良妻賢母教育」の提言から窺えるように、当時のアメリカ的な女性像を基盤にしていた点を再確認したい。

(5) 『報告書』の作成と女性の教育

使節団による『報告書』の作成過程は、土持ゲーリー法一・上村千賀子・久保義三などによって詳細に考察されている。3月20日以降、使節団員と日本側教育家委員会委員の共同作業により、討議や報告書作成が精力的に行われ、30日にGHQに提出された。上村は、『報告書』作成のための小委員会³³、特に第二委員会（教員養成と方法論）と第三委員会（教育組織と行政）の男女共学についての勧告や、第四委員会（高等教育）の「ジェンダーをめぐる議論」を分析している³⁴。

高等教育に「ジェンダー」の問題を提案したのは女性団員のホートンであり、上村はホートン文書を詳細に分析し、3月12日の第四委員会の第3回会合でホートンが女性の地位と関連した高等教育の向上を提案したことを指摘している。そこでは、①女性の大学進学を促進するための奨学金制度や予備校の設立、②女性に特有な科目の時間の削減、③少数の女子大学の設立許可、さらには文部官僚への女性の登用や全学校段階での女性教員の登用など、9項目を提案している。しかし、共学については項目を示しただけにとどまっている。また、ホートンは3月14日に津田塾専門学校や東京女子大学を訪問し、関係者と意見交換している。

次に、教育使節団に協力した日本側教育家委員会の見解を検討する。同委員会でも高等教育問題を担当した第4部では、8項目にわたる検討項目を設けたが、その1項目に「女子大学問題」を設定していた。同委員会第4部と使節団第四委員会は3月9日に会合を開いたが、この時アメリカ側は12項目の質問状を日本側に渡している。質問状の第2項では、「多様な高等教育機関における、あらゆる社会的、産業的および市民的に必要な指導者の育成は、男女に広くなされるべきものであろうか」と尋ねている。これに対し日本側は3月20日に回答したが、僅かの例外を除いて男性が指導性をもつ地位を占めているとし、「これは、女性が高等教育機関に入ることを抑制されたためである。今日男女は学習にたいする等しい機会を与えられている。女子にそのような地位を与えるためにあらゆる努力をしなければならない」³⁵と記した。この回答は、女子教育刷新要綱が示す改革の方向性を述べているだけで、抜本的な改革は示していないと言えよう。

ところで、日本側教育家委員会が女性の大学教育の制度原則を共学に設定したかは必ずしも明確ではないが、副委員長長の南原繁（東京帝国大学総長）は3月21日に使節団団長ストッダード（Alexander J. Stoddard）に提出した「特別報告書」の中で、従来の専門学校は「男女共学の大学とすべきであり、男女別々にしない」ことを制度改革の方向にすべきと提案している³⁶。

なお、この委員会では独自に報告書を作成し、4月上旬に文部省に提出した³⁷。この報告書は、①教育勅語に関する意見、②教権確立に関する意見、③学校体系に関する意見など6項目を掲げてい

る。③の学校体系に関する意見では、民主的改造を提案しつつも、使節団報告書よりも日本の伝統と実情に即した改革案であり、この時点で6・3・3制を提案していることが注目される³⁸。しかし、学校段階ごとの共学・別学には触れていない。

(6) 『使節団報告書』における女性の教育改革

教育使節団は、3月30日に『米国教育使節団報告書』³⁹の案文を決定し、それをマッカーサーに提出した。そこでは、教育制度、教育行政、教育理念、教育内容・方法など、広範にわたり戦前日本の教育の欠陥を指摘するとともに、個人の尊重の理念を基盤とする民主的な教育体制の樹立を強調し、それに基づく多方面にわたる改革を勧告した。その詳細は、数多くの研究により明らかにされているが、全体として『報告書』は占領下における教育改革の実質的方向を決定し、教育の民主化を推進したと評価されている。

教育の民主化には、当然女性の教育の改革も含まれるが、『報告書』はこの点についてどのように提言したのだろうか。次に、『報告書』の内容を女性の教育改革と共学に分けて検討する。

1) 女性の教育の改革と大学教育機会

『報告書』は、まず「序論」において教育の「機会の均等は、すべての青年男女に開放された、新しい教育組織を創り出すであろう」と記し、改革の基本方針の一つとして男女の教育の平等化を打ち出している⁴⁰。さらに、第1章「日本の教育の目的および内容」では、後述するように良妻賢母教育の改革を提案するとともに、この章の「結論」として教育制度立案の原則として、「各個人に一男女児童であろうと、男女成人であろうと一できる限りのじゅうぶんな発達をうながす」ものにすべきと提案し、ここでも男女平等を強調している⁴¹。また、第4章「教授法と教師養成教育」では、「両性間の智能上の差異」は男女が「同じ教室内で教育されている」場合には、「事実上存在しないことが知れる」と記し⁴²、教育水準の格差解消とそれに対する共学の有効性を説いている。

第6章「高等教育」では、「日本の青年男女は、その能力に基いて、あらゆる程度の高等教育を受ける自由を持たなくてはならぬ」⁴³と記し、女性への大学教育機会の拡大を提言している。さらに、その結果への期待として、①「入学許可および認定の標準」の向上、②女性の「人的資源」としての十分な開発、をあげている。さらに、より具体的な改革については、女子教育刷新要綱を支持し、同要綱が「男女同権の問題を解決した」との認識を示し、この基本方針を「行動によって確立」することを求めている。続いて、次のように記している⁴⁴。

男女同権が事実において一般的に真実なものとなるためには、少女がもっと幼少なおりに少年のそれと同様な健全にして徹底的な教育を受けられるよう保証するような処置を講ずる必要がある。そうすれば準備教育の学校において訓練を受けるためのすぐれた基礎を得て、それが最も良い大学への入学に対しても、男子と真に同等の条件に女子をおくことになるであろう。

このように『報告書』は、中等教育段階でも男女の同等化を図るべきことを説いている。さらに報告書では、女性に対する教育理念の見直しも提言し、次のように記している⁴⁵。

婦人達は「善良」なる妻たるためには自身善良であり、「賢明」なる母たるためには自身「賢明」でなければならぬことを知らなくてはならぬ。〈中略＝引用者〉それは広い社会的経験と政治的实际から生長する。男も女も自由を勝ち得てこれを保持しようとするならば、進んで民主主義のために努力し、かつ協力しなければならない。

この部分は男女ともに「民主的公民」に成長すべきことを記したものであるが、民主主義社会実現への貢献に加え、女性の教育目的としての良妻賢母にも触れている点が注目される。これは使節団が、女性が家庭内役割を果たすことを前提とした民主社会や男女同権という、当時のアメリカ社会の認識の上に立っていたことを示していると言えよう。

最後に『報告書』は「本報告の要旨」において、「現在準備のできているすべての女子に対し、いまだちに高等教育への進学が与えられなくてはならない」と記すとともに、「同時に女子の初等中等教育改善の処置」も講ぜられるべき、と確認している⁴⁶。大学教育の平等化だけでなく、全学校段階の平等化を強く求めたと言えよう。

2) 男女共学への勧告

次に、『報告書』中の男女共学に関する勧告について検討する。『報告書』では、小学校から「上級中等学校」までの学校段階別に共学についての方針を示している⁴⁷。まず小学校については、「男女共学を基礎」とすることと記している。さらに、小学校に続く「三か年」については、「あらゆる男女生徒のために『下級中等学校』を創設」し、「基本的には同じ形のカリキュラム」にしつつ、個人的な必要に応じた配慮を提案した。そして、この「下級中等学校」については、小学校と同様に「その有する原理は男女に適用できる」ことから、「事情の許す限りなるべく早く男女共学にするのがよい」と勧めた。

また、無月謝の4年制の「上級中等学校」（高等学校）についても、「この学校でもまた男女共学にすれば財政上の節約ができ、男女の平等を確立する助けになるであろう」とし、共学を基本としている。しかし、この学校段階については「機会均等が保証」される限り「過渡期中」には「男女別々の学校を用いても差しつかえない」と提言し、別学校も容認する方向を示していた。このように、報告書は機会均等や教育内容・水準などの面から、小学校から高校までは共学を原則とすることを提案した。しかし、共学のもつ教育的意義への言及は弱かったと言えよう。

以上のような初等・中等教育段階の共学についての提言は、教育刷新委員会での議論に引き継がれ、ほぼ『報告書』と同様な方向で建議がなされることになる。

一方、大学段階の共学・別学については提言していない。その理由について土持は、使節団には「具体的な大学制度の改革は課せられていなかった」ためと指摘している⁴⁸。しかし、『報告書』は女性

も大学教育を受ける自由をもつべきとしていることから、さらには初等・中等学校の提言内容から判断して、大学でも共学制を原則としつつ、女子大学も認める方向であったと理解できよう。

最後に、『報告書』を女性の教育改革の観点から評価すると、ドノヴァンは講義内容があまり反映されていないと不満を述べていたとされる⁴⁹。これに関連して石井は、『報告書』は高等女学校の水準問題や女専の大学昇格などを具体的に示さず、理念的提言に留まっていると評価している⁵⁰。次に、使節団『報告書』を受けた後の教育刷新委員会の論議を中心に検討する。

2. 教育刷新委員会における女子高等教育論議

(1) 組織と審議過程

教育刷新委員会は、1946年8月10日に内閣の教育諮問会議として設けられ、9月7日に第1回総会を開いた。その前身は、教育使節団に協力した日本側教育家委員会であり、同委員会はGHQから将来的に常設委員会となることが指示されていた⁵¹。この委員会は、使節団報告書とは別に報告書を作成して、4月上旬頃に文部省に提出した。同報告書には6項目が掲げられており、それは「教育勅語」「教権確立問題」「学校体系」「教員協会又は教育者連盟」「教育方法問題」「国語国字問題」に関する意見であった⁵²。これらの意見が刷新委員会の審議にも引き継がれることになる。

また刷新委員会委員として、8月10日付で38人が任命されたが、この中に星野あいと河井道の二人の女性が委員として選ばれている。この二人は教育使節団に協力した日本側教育家委員会委員でもあった。佐藤秀夫は、政府の教育審議機関に女性が初めて正規の委員に任命されたことになり、「女子教育」の「代弁者としての役割」を期待する「傾き」が見られたとしても、女性が中央の教育政策審議機関の一翼を構成したことの意味は「軽視」すべきではないとしている⁵³。佐藤は、この点も刷新委員会の民主性を示すものと評価している。この他、佐藤は委員会の構成について、官界委員は含まれず、経済・産業界からの委員が少数で、教育・宗教・文化関係者の比率が従前の教育関係審議会に比して著しく高かったことを、その特徴として指摘している。

次に、審議過程を記すと、9月7日開催の第1回総会では総理大臣代理の幣原喜重郎や文相田中耕太郎などの挨拶、文部次官山崎匡輔による「緊急に解決を要する諸重要問題について」の説明が行われた。続く13日の第2回総会では、今後の審議事項についての論議が交わされ、当面五つの議題が決定され、それに対応した特別委員会が設けられた。すなわち、第一特別委員会は「教育の理念」、第二特別委員会は「下級学校体系」、第三特別委員会は「教育行政」、第四特別委員会は「私立学校」、第五特別委員会は「上級学校体系」について審議することとなった。

このように、総会の包括的審議を受け、五つの特別委員会で集中的に議論し、その後はそこでまとめられた報告を受けて総会で議論し、そこでの承認を受け、最終的に建議として政府に提出されるという経過をたどることになる⁵⁴。

刷新委員会は、多様な問題を審議したが、女性の教育改革や共学に関する論議は、概ね教育基本法と新学制の策定にかかわって議論されている。すなわち、総会での包括的な審議の後、教育基本法第

5条となる「女子教育」が第一特別委員会で、また中等教育制度の策定にかかわり機会均等や共学問題が第二特別委員会で議論されている。これらの議論に基底にあるものは、教育の民主化を基盤とした男女の教育機会の均等化と教育水準の同一化であった。なお、女性の大学教育については具体的な議論はなされなかったが、包括的な議論はなされていた。次にこの点を検討する。

(2) 女性の教育課題をめぐる総論

刷新委員会で初めて女性の教育問題が取り上げられたのは1946年9月13日の第2回総会であり、大島正徳（在外邦人子弟協会理事）は総会議論の柱になるものを設定すべきと提案し、「教育行政の問題」など8項目を例示する中で「女子教育の問題」をその一つとしてあげた⁵⁵。これに続いて星野あいは、女性の教育の改革は「学校体系の問題と非常に密接な関連」をもつことから、学校体系を確定する前にこの点を議論すべきと発言した。改革の必要性について星野は、参政権が認められた今日、「女子教育の水準を一般に高めることは相当急を要すること」であるとし、「女子教育の水準が非常に低い、此の水準を高める」ことを早急に検討すべきと主張した⁵⁶。この発言を受け、矢野貫城（明治学院長）も、女性の教育の改革は学制全般との関連があり、婦人参政権が認められた下で「女子教育の一般の水準を高めることは相当急を要すること」とし、私立学校の財政の問題とともに、議題として取り上げることを要望した⁵⁷。このように、刷新委員会で論議の比較的早い時期に女性の教育の改革が求められていたと言えよう。

さらに、10月11日の第6回総会では、星野は私学助成と女性の教育問題を関連させて発言し、戦後に女子専門学校が増設されたものの国公立は少なく、「殆ど全部私立の学校の手」によるものと指摘した。さらに星野は、「今迄一番欠けておったことは、女子の高等教育を助成」しなかったことと述べ、津田塾専門学校の経営上の困難さを示し、女子専門学校への国の補助を要求した⁵⁸。続けて、「本当に成績を挙げて来たもの、本当に国家、社会の為に貢献して来たものを助成」すべきと提案した。さらに星野は次のように女子大学連盟結成の計画を述べた⁵⁹。

アメリカの教育使節団の残しておりました言葉にも、それは或は学校仲間で一つの聯盟を作って、そうしてその聯盟加入の条件を非常に難しくして、全く立派な標準に達した学校だけがその聯盟に加入するようにして、学校の数、グレードを決めて行くようにしたらどうかというようなお話もございまして<以下略=引用者>。

女子大学連盟は、複数の女子高等教育機関の協力で女子大学を実現させようとする組織であったが、その結成準備会は2日前の10月9日に開かれていた。星野は連盟にかかわる話題を提供し、女子高等教育機関への援助と女子大学の承認を提案したのであった。

さらに星野は、同月25日の第8回総会で具体的な制度案を提示した⁶⁰。第一に、6・3・3制に賛成し、かつ機会均等の観点から男女にかかわらず大学卒業者と専門学校卒業者の差別待遇を改めるべき

と主張した。第二に、男子系大学が女性に開放されても入学できる女性の数は「非常に限られて」いることから、これまでの専門学校よりも「ずっと程度の高い」、専門教育に加えて教養を重視した大学を設け、男女の学校を同程度にして、すべての者に大学教育機会を与えるべきと主張した。最後に星野は、職業的専門教育だけでなく教養を深める大学を設けるという意見の下で、東京女子大学など4校が協議していることを紹介し、刷新委員会の理解と助力を求めた。

この他、1947年3月7日の第26回総会において、河井道が女子専門学校の特別な扱いを主張した点が、後の短期大学制度と関連して注目される。河井は、「どの女子専門学校も大学になろうとは考えられませんし、又出来ません」、専門学校程度で「終わりたいという志願者」が女子専門学校には多いとし、今後議論が必要な問題だと述べた⁶¹。本論文が対象とする時期においては、刷新委員会における女性の教育に関する積極的発言は、以上の内容にとどまっていた。

刷新委員会では女子大学の設置基準的なものは検討されず、第26回総会で大学課長松井正夫が大学基準設定委員会でのその基準の立案状況を説明し、星野が松井の説明を補った程度に終わったのであり、石井は女子大学の問題は「全体として軽視」されたと結論づけている⁶²。この点は、星野が第26回総会で、女子大学連盟で決定の後に女子大学の基準案を報告すると発言したことに対し、委員長安倍能成（元文部大臣）が、刷新委員会に「余りいろいろなものを持込まれたら迷惑する」⁶³と述べたことに象徴的にあらわれていたと言えよう。高等教育問題を審議した第五特別委員会でも、女性の大学教育問題に特化した議論は行われなかった。

以上のように本論文が対象とする時期の刷新委員会では、女性の大学教育問題が具体的に議論されることはほぼなかった。その理由は、教育使節団が勧告した学校制度の民主化の中に教育差別の撤廃が含まれており、ことさら議論する必要性が乏しかったためと推察される。さらには、女性の大学教育をめぐる具体的議論は、大学設立基準設定委員会などの審議に委ねられていたためと考えられる。

(3) 教育基本法を中心とした共学論議

教育刷新委員会では、男女共学に関しては第一特別委員会での教育基本法要綱案をめぐる議論と、第二特別委員会での小学校から高等学校に至る学校体系をめぐる議論の中で行われた。以下、二つの特別委員会に分けて共学をめぐる議論を検討する。

1) 「女子教育」に対する政府・文部省の立法趣旨

教育刷新委員会の結論は建議に集約されていることから、初めに教育基本法案についての建議内容を確認しておきたい。第一特別委員会での審議と総会の承認を経て、12月27日に第1回目の事項として、「教育の理念及び教育基本法に関すること」が建議された⁶⁴。この建議では、①教育基本法制定の必要を認めたこと、②教育の目的・方針を定めること、③法律制定の由来・趣旨を明確にする意味の前文を付すこととし、さらに④教育基本法の各条項に加えるべき9項目を掲げた。そして②と③については内容を示している。④については、「新憲法の趣旨」を敷衍するとし、その原則を明示すべき9項目中の第3項目に「女子教育」を掲げた。各項目の内容は記されていないが、審議会の「審

議結果をとり入れること」、さらに文部省が以上の「趣旨に則って、教育基本法案」を作成することと明記し、審議結果の重視を求めている。なお、第一特別委員会は建議とともに教育基本法「参考案」を作成したが、その中の「女子教育」の内容は次のとおりであった⁶⁵。

男女は、お互いに敬重し、協力し合わなければならないもので、教育上原則として平等に取扱われるべきものであること。

この文言がもつ意味などについては、後に検討することとし、次にこのような結論に至る教育基本法要綱案の「女子教育」に関する審議経過と議論を検討する。

1946年9月20日の第3回総会では「教育の根本理念」の問題について意見が交わされ、その中で文相田中耕太郎は参考資料として、「教育根本法」の内容を示した⁶⁶。なお、この要綱案は文部省審議室が作成したものであった。

冒頭、田中は「教育根本法」の性格を述べ、「教育の理念とか目的」を示すものであり、「上から教育理念を押し付ける」ことは好ましくなく、「憲法改正草案の精神の教育上に於ける発展」の意味をもつと説明した。なお、教育勅語に関連して①再渙発奏請の意向はないこと、②扱いについては研究中であること、③道德教育の唯一の資料とは考えないこと、などを表明している⁶⁷。さらに田中は、「女子教育」を「教育根本法」に加える意味やその趣旨を次のように説明した⁶⁸。

これに付ては議論があり、人種、性別という中に含まれて居るという意味で、これは要らないじゃないかという考えもありましたけれども、女子教育の振興ということはこの際非常に重大な問題であり、教育界、社会一般に非常な関心を持たれて居る問題でございますから、この点は触れた方が宜い。殊に男女相互に理解し合い尊重し合えという風を起さなければなりませんから、そういう意味合を以ちまして、茲に入れることが有益ではないかという風に考えました。

田中は、憲法草案に既に男女平等規定が含まれていることから、この条項は不要との意見があるものの、あえて教育基本法に「女子教育の振興」の趣旨を盛り込む意義を述べている。田中の説明の中で、「男女相互に理解し合い尊重し合うべきという、共学の意義の一端が述べられている点に注目したい。しかし、制度としての共学制に言及していない点にも留意する必要がある。

次に要綱案中の「女子教育」の規定案を検討する。それは「男女は、お互いに理解し尊重し合はなければならないもので、教育上、原則として、平等に取扱はれなければならないこと」という文言であった⁶⁹。この案文は、男女の相互尊重という理念的側面を規定した前段と、教育上平等に扱うという機会均等的側面を規定した後段から構成されている。すなわち、前段で共学の意義の一端は示しているものの、全体として共学制の導入を明確に示すものではなかった。文部省はこの時点では全学校段階での共学には消極的であり、例えば1946年7月18日の帝国憲法改正委員会で共学に対する方針を質

された文相田中耕太郎は、専門学校以上は「共学ノ利益ガアッテ弊害ハナイ」ものの、「中等教育ノ方面マデ」及ぼすことは「尚早」と答えていた⁷⁰。それがこのような表現に留まっていたと言えよう。

文部省案を受けた刷新委員会の議論では、主に後段部分の各表現をめぐる議論となり、共学を原則と明記するか否かをめぐって意見が対立した。さらに、後述するように後段部分は文部省と CI&E 教育課との折衝でも問題とされ、強く修正を求められることになる。

2) 刷新委員会での議論

第3回総会での説明を受け、第一特別委員会では9月27日の第3回委員会から教育基本法要綱案の審議を始め、当初は要綱案の教育目的や教育方針について議論し、11月1日の第8回第一特別委員会で「女子教育」の内容を審議した。この委員会で主査の羽浜了諦（龍谷大学長）は、文部省が示した「男女は、お互いに理解し尊重し合はなければならないもので、教育上、原則として、平等に取扱はれなければならないこと」についての議論を求めた。ここでは、前段の「理解」と「尊重」の字句をめぐる議論が展開し、天野貞祐（第一高等学校長）は「敬重」を提案し、河合みちは「協力的にやる」などを提案した。その結果、全体の表現が整えられ、さらに後段が「平等に取扱わるべきものであること」として合意されている⁷¹。

その後、「女子教育」の件は11月15日の第11回総会で議論された。ここでは、「男女は、お互いに敬重し、協力し合はなければならないもので、教育上原則として平等に取り扱はるべきものであること」という文言で提示された⁷²。この時点でも共学制を明確に示すものではなく、機会均等の精神を示す内容のままであった。総会ではこの文言で承認されている。

続く11月29日の第一特別委員会の第12回審議では、一転して同項は不要ではないかとの意見が河井から出され、論議を呼んだ⁷³。河井は「女子教育ということだけをポツンと並べてあるのは、なんだか嫌になってきた」とし、「教育の機会均等の所に女子教育のことを何か含めていただければいい」と述べた。河井の発言の背景には、「女子教育だけ出されると、ちょっと何だか一段低いもの」に感じられるとの想いがあった。この発言をきっかけにして、①機会均等に含まれるので不要、②見出しを共学に変更する、③共学を「原則」と明記するか否か、について議論が展開した。このような展開から見て、これは共学制にかかわる条文と認識する委員が少なくなかったと言える。

この規定が不要とする意見に対して、主査羽浜が「憲法と関連」してこの条項が加えられたと説明したが、芦田均（衆議院議員）は反論し、憲法に定める「男女の本質的平等」に基づいて「教育の問題」も扱われることから「特に女子教育という名前を出すこと」は疑問と述べ、河井に同調した。続けて芦田は、教育上の平等性は「わかり切ったこと」であるため、法律に定めなくてもよいと主張した。これに対し幹事の関口隆克は、文部省がこの条項を作成した経緯を説明し、元々はなかったが「女子の取扱い」が戦前は「余り低かった」ことから、その「欠陥を是正する」意味で「寧ろここにはつきり謳った方がよい」ということに決着した、と述べた。

これを受け関口鯉吉（東京天文台長）から、見出しを「女子教育」とするから「角が立つ」、「格別のもの」になるのであり、「男女共学」と変えてはどうかとの提案があった。これに主査羽浜が賛同

したものの、上述したように建議では「女子教育」のままであった。

しかし、見出しを「共学」に変更すると関口の提案の結果、共学を原則として表記すべきとの意見と、表記すると別学を阻むことになるとの意見が対立した。前者の代表的なものとして、天野による「原則として共学」とすれば、共学でも別学でもよいことにならないか、との意見があった。さらに天野は、「本当は大学でも何でも総て共学」であるが、「社会の事情とか、色々な事情から共学ではないのだということではいけませんか」と述べ、共学を原則と規定すべきと力説した。

続いて幹事の関口は、第二特別委員会での議論の方向について、中学校は「共学でなければならぬ」、高等学校は別学でもよいと説明した。これに対して、後者の考えに立つ河井は「私立学校はどうでしょうか」と述べて、原則の明記に反対した。このような議論の中で、関口鯉吉が妥協案として「共学を妨げない」との表現を提案したが、幹事関口はそのような「消極的な言い方」は疑問とし、共学は「認められる」との表現を提案した。

こうした議論が進む中で務務理作（東京文理科大学長）から、文部省は男女が「同じクラス」にすることが「教育的によい」というよりも男女の機会均等に重点を置いているのかとの質問があり、幹事の関口は機会均等の「原則の上」に共学が認められるとの理解であるが、共学と明記しても「差支ない」と答えている。これに関連して関口鯉吉は「進駐軍」は水準の問題以外に、「男子と女子は常に提携して社会に活動する」ことから、学校時代にも「一緒」にすべきとの方針であったと補った。さらに幹事の関口も、教育使節団の方針は男女「一緒」が「社会の其の俛の形」であることから学校だけ「変える必要もない」「民主主義的教育の原則は男女共学」というものであったと説明し、最終的に委員会では共学の教育的意義を確認し合った。

おおよそ以上の議論を集約し、天野は全体の文言を「教育上原則として平等」であるべきで、「男女は互に敬重し、協力し合わなければならないもの」と表現し、共学を「承認」する形にすればよいとの案を示した。すなわち天野は、①機会均等、②共学の教育的意義、③共学を認めるとの趣旨を盛り込むべきと提案したのであった。このような議論の終末で、文部省係官〈氏名不記〉が「男女は平等の立場に於てお互に敬重し、協力しなければならないのであって、男女の共学は認められるべきものであること」という文言をまとめた。しかし、これは確定したものではなかった。

以上の審議においては、教育基本法中に女性の教育について規定する件をめぐって、男女の機会均等を明記したいとの文部省の提案を土台にして、共学の教育的意義の確認、共学を原則としつつも学校段階により、また私学などでは別学も認めるべき、などの議論が交わされたのであった。

そして、同日に開かれた第13回総会では、第一特別委員会の「第二回報告補正」が提出され⁷⁴、承認された。この報告補正は、教育基本法制定に関する建議とほぼ同じ内容であった。また、この総会には第一特別委員会作成の教育基本要綱の「参考案」が提出されている⁷⁵。この中の「女子教育」の部分は上述した内容であり、このまま承認されている。この案は、第一特別委員会での「女子教育」をめぐる論議の到達点であったが、後段部分「教育上原則として平等に取り扱われるべきものであること」は男女の機会均等を強調したままであり、共学の制度的なあり方には言及していない。第一特別

委員会においては、明確な共学反対論は見られず、共学の意義への理解が一定程深まっていたものの、共学制の原則を規定すべきと強く主張する委員は一部にとどまっていた。そして、12月27日に「教育基本法要綱案」が第1回建議事項として政府に提出されている。

なお、教育基本法公布に至る政府や帝国議会での過程については別稿⁷⁶で考察するが、その過程を簡単に示しておきたい。刷新委員会の建議を受け、政府・文部省は教育基本法案を作成し、3月17日に帝国議会に上程するが、前述したようにそれ以前の1946年11月初旬から12月初旬にかけ、文部省は審議室長関口隆克を中心にCI&E教育課と折衝した。この過程でCI&E側は共学への「積極的な言及」を求め、文部省は抵抗したものの⁷⁷、「男女共学は認められなければならない」と共学に言及した内容に修正されることになる。この修正とその後の文部省内での検討を経て、2月18日、文部省は刷新委員会第25回総会にその時点の教育基本法案を報告した⁷⁸。その後、政府部内の立案過程で見出しは「男女共学」と変更され、後段も「教育上共学は認められなければならない」と改められ、これが基本法第五条となっている。教育基本法案は3月4日に閣議決定され、枢密院での審査を経て第92回帝国議会衆議院に上程された。そして両院の審議を経て、3月31日に公布されている。次に学制改革論中の共学をめぐる議論を検討する。

(4) 学校教育法を中心とした共学論議

第二特別委員会は中等教育制度について、下級中等学校と上級中等学校に分けて審議し、学校教育法案の基盤を形作った。その審議過程でそれぞれの共学のあり方を議論している。

1) 下級中等学校（中学校）の共学論議

第二特別委員会で下級中等学校（中学校）での共学問題が論議されたのは、10月4日の第2回委員会であり、主査の戸田貞三（東京帝国大学教授）が共学を議題とし、その可否を論じた⁷⁹。冒頭部分で風紀問題が話題となり、牛山栄治（東京都牛込青年学校長）が当初青年学校では反対が多かったものの、実際には弊害は起きなかったと発言した。その後倉橋惣三（東京女子高等師範学校教授）がなぜ共学にするかという本質から論じる必要があるとし、共学の意義を次のように述べた。

男女共学にするということは、教育的な意義であって、即ち男子に女子と共に居ることの訓練をし、又女子に対する正しき態度を養い、女子には男子と共に居る訓練、男子に対する正しき考えを養う。〈中略＝引用者〉殊に今日の我が国の急務として、又それが非常に必要であるというようなことを考えますと、義務教育であり、普通教育である観念としましては〈中略＝引用者〉男女共学が本体である。教育上寧ろそれが必要であると、私は思うのであります。

倉橋は、共学の意義は男女相互の理解と協力にあると、その本質を述べた。倉橋は大学での共学は議論があるにしても、国民の「普通教育」では「必要事項」と強調した。このような倉橋の主張に対し、佐野利器（東京帝国大学名誉教授）から、男女別クラスは共学か否かとの質問が出されたが、主査の

戸田は共学とは言えないと答えている。さらに性差への理解に議論が及び、倉橋はこの問題は「学問論」になるとしつつ、「性差があるから共学を躊躇する」論に対しては、むしろ性差が「非常に強力なものとすれば、其の差がよく之が訓練される、陶冶される」のであり、「其の差は共学によって鍛えられやしないか」と主張している。また倉橋は、戦前に「婦徳」の涵養はあったが「男徳」の涵養はなかったとも述べているが、この点も注目される。

この他、城戸幡太郎（教育研修所長）が倉橋の論に賛成としつつ、日本の現状から見て当面は「自由裁量」とすることが「穏当」ではないか、と発言している。全体として、倉橋の論は共学の教育的意義を積極的に説くものであり、委員の共学理解に影響を及ぼしたと見ることができよう。

第二特別委員会の第3回委員会（10月9日）では、主査戸田が冒頭で前回の議論について、「共学がよろしい」との方向と、共学の意味は1校舎に「男子も女子も収容する」こと、男女別の学校も「差支はない」ということであった、とまとめた。その後、委員の間では男女別の選択科目や男女別学級編成を認めるかなどをめぐって意見が交わされた⁸⁰。

おおよそこのような議論の結果、主査戸田が下級中等学校の共学について、「初等学校に続く学校としては男女共学、そうして共学という意味は、原則として同じ教場で学習させる。当分の間、例外を認めるということもお話しとして書いておきますか」と集約した。このように戸田は、下級中等学校は共学とするまとめるとともに共学の定義を示し、これが第3回委員会で了解されている。そして、第二特別委員会の第5回（10月16日）会議では、総会に提案する中間報告案をまとめ、①修業年限3年の中学校を置くこと、②義務制とすること、③全日制であること、④男女共学であること、とした⁸¹。その中間報告が10月25日の第8回総会で行われ、主査戸田は上記の①から④の内容を報告した。④については、その趣旨と議論の経過を次のように説明している⁸²。

少なくともこの年齢期に達する迄の者は、男女共学としても一向差支えない。風紀上その他の問題も概して問題にならないだろうと思うのです。それからもう一つ男女共学にする為の積極的利益と致しまして、人々の社会生活上守るべき徳性の涵養が、男女別々にする場合よりも、共学にした場合の方が一層良く行われる。

中学校段階では風紀上の問題がないこと、さらに共学の人間形成上の積極的利益として、「社会生活上守るべき徳性の涵養」が別学の場合よりも「一層良く行われる」と説明されている。

この総会では、戸田の報告が承認され⁸³、この内容が12月27日の学制に関する建議の「国民学校初等科に続く教育機関について」に盛り込まれた。

2) 上級中等学校（高等学校）の共学論議

上級中等学校（高等学校）については、共学を基本としつつも、別学を認める方向で議論が進み、それが建議内容となった。以下、その結論に至る経過を検討する。

第二特別委員会での上級中等学校段階の共学論議は、11月13日の第12回会合で行われ、主査の

戸田貞三は、この段階の「学校の種別」では共学、別学があってもよいと発言し、その後共学論議が若干展開した。主な発言としては、「高等学校の年齢は危険なこと」がないか（佐野利器）、強制するのではなく学校の「自由にしていただいた方がいい」（牛山栄治）、使節団の「勧告案もそれを許しておく」（牛山）などであり、おおよそ戸田の発言を支持するものであった⁸⁴。

このような議論を受け、「中学校に続くべき教育機関の問題」がまとめられ、11月15日の第二特別委員会の第13回会合で主査戸田が、①3年制の高等学校を設ける、②全日制と定時制のものがあることに続いて、③「必ずしも男女共学でなくても宜しい」など5項目を朗読し、了承された⁸⁵。高等学校については、共学を原則としながらも、この年齢段階への配慮から別学も容認する考えが多く委員で共有されていたと言えよう。

このようなまとめが、同日の午後開催の第11回総会で中間報告とされ、高等学校については「必ずしも男女共学ではなくてもよいこと」とし、学校経営者の考え方次第で決めて「差支えなからう」という結論に至ったと報告した⁸⁶。以上のように、高校の年齢段階に相当する共学論議に関しては、さしたる議論がなされなかった。

なお、青年学校制度は新学制では廃止されたが、その改編をめぐる議論に関連して、15歳から18歳程度の年齢での共学問題が議論された。当時の共学についての認識を窺う意味で、この点について簡単に確認しておきたい。すなわち、12月20日の第16回総会で、青年学校問題を議論する中で共学問題がとり上げられ⁸⁷、竹下豊次（貴族院議員）は、青年学校に限らず「原則ではっきり共学」と定め、「已むを得ない場合」などでは別学も認めるという方向を提案した。竹下は一つの青年学校に男女を「収容」していて「少しも弊害を認めない」のが現実であると述べている。さらに牛山も共学を支持し、過去10年間実業補習学校に女子部を設けて男女共学と同様な形で夜間授業を行ったものの、男女が「一つ校舎におりまして、一つも問題がなく過ぎて参りました」と述べ、この年齢段階でも共学で支障がないとした。このように、青年学校段階の共学問題については、賛成意見が多く出され、共学を原則として明記すべきとの発言もあったことが注目される。

以上分析したように、第二特別委員会での共学論議では明確な共学反対論がなかったことが確認できる。高校段階では風紀を問題とする委員が一部にあったが、多くの委員は共学を基本としつつ、私立学校や地域の実情などでの別学を容認する方向であった。

以上の中学・高校段階での共学・別学論議を経て、第二特別委員会の提案が12月10日と27日の総会で了解され、この内容が12月27日の学制に関する建議に盛り込まれた。

なお、1947年3月7日の第26回総会では『新学校制度実施準備の案内』⁸⁸が配布された。これは、高等学校の教科課程の説明として配布されたものではあったが、その中には中学校と高等学校の共学問題が記されていた。その内容は、おおよそ刷新委員会の建議事項を継承したものであった。

また、学制に関する建議中の「高等学校に続く教育機関について」では、大学での共学・別学には触れていない点も指摘しておきたい。

学校教育法制定に至る政府の立案過程や帝国議会での審議については別稿で考察するが、その過程

を簡単に示しておきたい。刷新委員会の建議を受け、政府・文部省は学校教育法案を作成し、3月15日に帝国議会上程するが、それ以前の46年12月末から文部省とCI&E教育課との折衝が開始され、CI&E側が徹底した教育行政の地方分権化の実施を求めていたことが指摘されている⁸⁹。そして3月7日に学校教育法案は閣議決定され、枢密院での審査を経て第92回帝国議会上程された。さらに、3月20日に衆議院、27日に貴族院で可決され、3月31日に公布されている。

おわりに

本論文では、アメリカ教育使節団、教育刷新委員会といった新学制確立に向けた動きの中でなされた女性の教育改革や共学をめぐる議論とその到達点について考察した。

教育使節団『報告書』の女性の教育や共学に関する勧告は、戦前日本の女性差別を根本から否定し、その能力は男性と同等であり、女性が民主社会を支え、社会的人材として育成されることを期待した。具体的勧告としては、男女の教育を平等とし、大学教育機会も男性と同等に改め、さらには共学を原則とすべきと提言した。これらの勧告は、刷新委員会の議論を経て教育基本法などにも反映されることになる。しかし、『報告書』は良妻賢母を広義に解釈し直すことを提言するなど、アメリカ的性別役割観を内包するものであった。

考察の時期の刷新委員会では、女性の教育改革論議はほぼ共学に限定した形で行われた。教育基本法を議論した第一特別委員会では、共学の教育的意義を確認し合ったが、機会均等的表現にとどまっていた文部省案を支持し、共学を制度的に進めるという観点は弱かった。また、学校体系を議論した第二特別委員会では倉橋惣三が共学の教育的意義を説いた点が注目される。刷新委員会では、おおよそ高校教育まで共学を原則としたものの、高校段階では別学も承認した。これは、当時の社会や教育界の共学認識を踏まえた結果と見ることができよう。

今後の研究としては、本論文の考察を踏まえ、教育基本法・学校教育法の成立過程と帝国議会での議論を検討し、この時期の女性の教育改革をめぐる意義をより深く探ることとしたい。

注

- 1 山住正己・堀尾輝久『教育理念』、東京大学出版会、1976年、83頁。この他、城丸章夫は、戦後に国民が共学を支持した背景には、①「家」を中心とした家族主義的な男女差別の克服、②女性の政治的参加権の確立、③男女間の同一労働・同一賃金の確立、があったと指摘している。城丸章夫「男女共学」宗像誠也編『教育基本法』、新評論、1966年、195、196頁。
- 2 児玉三夫「解説」、児玉訳『日本の教育』、明星大学出版、1983年、242頁。
- 3 「政治的・民主的・宗教的自由に対する制限に関する覚書」『近代日本教育制度史料 第十六巻』、講談社、1957年、300～301頁。
- 4 「社会改革の即行に関する件」として発表されている。同上第十六巻、300～301頁。
- 5 津島一夫訳『マッカーサー回想記〈上〉』、朝日新聞社、1964年、33頁。依田精一「占領政策における婦人解放」、中村隆英編『占領期日本の経済と政治』、東京大学出版会、1979年、273頁参照。
- 6 上村千賀子『女性解放をめぐる占領政策』、勁草書房、2007年、171・172頁。
- 7 小玉、前掲、242・243頁。

- 8 土持ゲーリー法一『米国教育使節団の研究』, 玉川大学出版部, 1991年, 71頁。
- 9 同上, 32～91頁。
- 10 依田, 前掲, 272頁。
- 11 土持, 前掲, 79, 89頁。
- 12 同上, 94頁。
- 13 児玉三男『日本の教育』明星大学出版, 1983年, 90頁。
- 14 同上, 90～95頁。
- 15 同上, 166頁。
- 16 同上, 169頁。
- 17 鈴木英一『日本占領と教育改革』, 勁草書房, 1983年, 160～161頁。
- 18 この講演には, 日本側から海後宗臣などの専門家や文部官僚などが出席した。同上, 177頁。
- 19 日本側教育家委員会は, 教育使節団に協力する目的で, 文部省の所轄として組織され, 29人で構成されていた。1946年2月18日に最初の会合を開いた。土持, 前掲, 132頁。
- 20 同上, 131頁。
- 21 「教育顧問の相談相手」『朝日新聞』1945年10月4日, 1面。
- 22 石井瑠奈「戦後日本の女子高等教育改革における女性リーダーの役割(1)」『国際学レビュー』(桜美林大学)第12号, 2000年, 74頁。
- 23 **Remarks of Capt. Eileen Donovan Women's Education Meeting for U.S. Education Mission.**
- 24 上村, 前掲, 118頁。
- 25 久保義三『対日占領政策と戦後教育改革』, 三省堂, 1984年, 376～379頁。
- 26 同上, 379頁。
- 27 本間長世編『世界の女性史 10 アメリカⅡ』, 評論社, 1977年, 149頁。依田, 前掲, 273頁。
- 28 石井, 前掲, 80頁。
- 29 星野あい『小伝』, 中央公論事業出版, 1960年(大空社, 1990年復刻), 103～104頁。
- 30 「河井道スピーチ原稿(GIRLS HIGH SCHOOL)」, 恵泉女学園資料室蔵。河井道『スライディング・ドア』恵泉女学園, 1995年, 203～208頁。
- 31 上村, 前掲, 120頁。
- 32 同上, 120, 121頁。鈴木, 前掲, 178頁。
- 33 委員会は言語特別委員会と第一から第四の委員会であった。土持, 前掲, 112～114頁。
- 34 上村, 前掲, 121～126頁。
- 35 久保, 前掲, 379～381頁。
- 36 土持, 前掲, 328頁。
- 37 仲 新『日本現代教育史』, 第一法規出版, 1969年, 154頁。
- 38 同上, 154頁。
- 39 正式名称は, 「連合国最高司令に提出された日本派遣アメリカ合衆国教育使節団報告書」であった。同上, 144・145頁。
- 40 文部省調査局『米国教育使節団報告書 全』, 文部省, 1959年, 7頁。
- 41 同上, 20頁。
- 42 同上, 33頁。
- 43 同上, 52頁。
- 44 同上, 52頁。
- 45 同上, 14頁。
- 46 同上, 62頁。
- 47 同上, 25～27頁(26頁が25頁と誤記されている)。

- 48 土持, 前掲, 215 頁。
- 49 同上, 110 頁。
- 50 石井「戦後日本の女子高等教育改革における女性リーダーの役割 (2)」81 頁。
- 51 仲, 前掲, 154 頁。
- 52 「米国教育使節団に協力すべき日本側教育委員会の報告」『戦後教育資料』, III -12, 国立教育政策研究所蔵。
- 53 佐藤秀夫「解題」『教育刷新委員会 / 教育刷新審議会会議録 第一巻』, 岩波書店, 1995 年, x ii · x iii 頁。以下, 同書については, 書名を略し巻数だけを記す。
- 54 仲, 前掲, 164 頁。
- 55 「教育刷新委員会第二回総会議事速記録」第一巻, 25 頁。
- 56 同上, 28 頁。
- 57 同上, 28 頁。
- 58 「教育刷新委員会第六回総会議事速記録」第一巻, 111 ~ 112 頁。
- 59 同上, 112 · 113 頁。
- 60 「教育刷新委員会第八回総会議事速記録」第一巻, 168 ~ 169 頁。
- 61 「教育刷新委員会第二十六回総会議事速記録」第二巻, 194 頁。
- 62 石井「戦後日本の女子高等教育改革における女性リーダー役割 (1)」, 75 頁。
- 63 「教育刷新委員会第二十六回総会議事速記録」第二巻, 189 頁。
- 64 『教育刷新審議会要覧』, 文部省, 1952 年, 27, 28 頁。『日本現代教育叢書』, 日本図書センター, 2000 年。
- 65 「教育基本法要綱案」鈴木英一編『資料教育基本法 30 年』, 学陽書房, 1973 年, 135 頁。
- 66 「第三回総会議事速記録」第一巻, 59 頁。
- 67 同上, 61 頁。なお, 教育勅語は 1948 年 6 月に排除・失効が決議された。
- 68 同上, 59 頁。
- 69 教育基本法要綱案の審議を開始した第一特別委員会の第 8 回会合 (11 月 1 日) での主査の発言をもとに推察した。「第八回議事速記録 (第一特別委員会)」第六巻, 107 頁。
- 70 「第九十回帝国議会議事速記録 帝国憲法改正案委員会議録 (速記) 第十六回」, 296 頁。
- 71 「第八回議事速記録 (第一特別委員会)」第六巻, 107 ~ 108 頁。
- 72 「教育刷新委員会第十一回総会議事速記録」第一巻, 244 頁。
- 73 「第八回議事速記録 (第一特別委員会)」第六巻, 173 ~ 176 頁。
- 74 『教育刷新委員会総会配布資料集第 1 巻』, クロスカルチャー, 2016 年, 312 · 313 頁。
- 75 仲, 前掲, 194 頁。
- 76 『学術研究』(早稲田大学 教育・総合科学学術院) 第 68 号, 2020 年刊行予定。
- 77 鈴木, 前掲, 276 · 277 頁。“Report of Basic School Law”18. Nov. 1946.
- 78 鈴木英一『教育基本法』, 三省堂, 148, 149 頁。『第二十五回総会議事速記録』第二巻, 166 ~ 168 頁。
- 79 「第二回議事速記録 (第二特別委員会)」第六巻, 207 ~ 213 頁。
- 80 「第三回議事速記録 (第二特別委員会)」第六巻, 219 ~ 224 頁。
- 81 「第五回議事速記録 (第二特別委員会)」第六巻, 269 頁。
- 82 「第八回総会議事速記録」第一巻, 154 · 155 頁。
- 83 同上, 167 頁。
- 84 「第十二回議事速記録 (第二特別委員会)」第六巻, 376 頁。
- 85 「第十四回議事速記録 (第二特別委員会)」第六巻, 398 頁。
- 86 「教育刷新委員会第十一回総会議事速記録」第一巻, 234 · 235 頁。
- 87 「教育刷新委員会第十六回総会議事速記録」第一巻, 387 · 388 · 393 · 394 頁。
- 88 文部省は 2 月 17 日付で「新学校制度実施準備に関する件」を通牒した。
- 89 鈴木英一「学校教育法」『講座日本教育史 第四巻』第一法規, 1984 年, 342 頁。